



## 風俗業の営業の種別（1/2）

風俗業には営業の種別と構造設備規制が定められています。第1号から第3号は、下記のとおりです。

### 第1号営業： キャバレー、待合、料理店、カフェ等、接待・飲食店

保健所の許可が必要です。キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業をいいます。

(構造設備基準)

- 客室床面積は、16.5m<sup>2</sup>以上、和室1室につき9.5m<sup>2</sup>以上。ただし、客室が1室の場合は制限なし。
- 営業所の外部から客室が見えないこと
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと
- 風俗を害するおそれのある写真・広告物・装飾等の設備がないこと
- 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- 営業所内の照度が5ルクス超あること
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること



客の「接待」とは、「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」をいい、客とともに歌や踊りに興じ、そのかたわらにあってひき続き酒類の酌をし、又は、談笑の相手となる行為などがこれに当たります。

1号

### 第2号営業： 低照度飲食店。接待不可。

保健所の許可が必要です。喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むものです（第1号に該当する営業を除く）。

(構造設備基準)

- 客室床面積は、1室につき5m<sup>2</sup>以上（但し遊興させる営業を行う場合は30m<sup>2</sup>以上）
- 営業所の外部から客室が見えないこと
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと
- 風俗を害するおそれのある写真・広告物・装飾等の設備がないこと
- 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- 営業所内の照度は5ルクス超あること
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること

2号

### 第3号営業： 区画席飲食店。接待不可。

保健所の許可が必要です。喫茶店、バー、その他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5m<sup>2</sup>以下である客席を設けて営むものです。

(構造設備基準)

- 営業所の外部から客室が見えないこと
- 風俗を害するおそれのある写真・広告物・装飾等の設備がないこと
- 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- 営業所内の照度は10ルクス超あること
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること
- 長いす等、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備を設けないこと

3号



## 風俗業の営業の種別（2/2）

風俗業には営業の種別と構造設備規制が定められています。第4号及び第5号は、下記のとおりです。

### 第4号営業： 麻雀屋、パチンコ屋等

場合により保健所の許可が必要です。麻雀店、パチンコ店その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業です。

（構造設備基準）

- 客室に見通しを妨げる設備がないこと
- 風俗を害するおそれのある写真・広告物・装飾等の設備がないこと
- 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- 営業所内の照度は、10ルクス超あること
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること
- パチンコ屋等はその営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けてはならない
- 客の見やすい場所に商品を提供する設備を設けること（麻雀屋は除く）

4号



### 第5号営業： ゲームセンター、アミューズメント等

スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える設備その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業です。

（構造設備基準）

- 客室に見通しを妨げる設備がないこと
- 風俗を害するおそれのある写真・広告物・装飾等の設備がないこと
- 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- 営業所内の照度は、10ルクス超あること
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること
- 紙幣を挿入できる遊技設備を設けないと、現金等を提供するための装置のある遊技設備を設けないこと

5号

